

# 確認しよう、最低賃金！

事業者も、  
労働者も、  
お互いに。

会社員、パート、  
アルバイトの方、  
学生さんなど  
働く人すべての人と  
雇う人のためのルールです。



## 佐賀県 最低賃金



900円



最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。



最低賃金に  
関する  
特設サイト



最低賃金制度

検索

最低賃金に関する  
お問い合わせは  
佐賀労働局または  
最寄りの労働基準監督署へ



佐賀労働局

検索

賃金引上げ  
特設ページ



賃金引上げに向けた  
支援策等を掲載しています。

賃金引上げ特設ページ

検索

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善  
助成金

最大  
600万円を  
助成

# 「最低賃金制度」は、

働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を  
保障する制度のことです！

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、  
すべての労働者に適用されます。



## 確認の方法は？

（※1）確認したい賃金を時間額にして、  
最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。（※2）

### 1 時間給の場合

時間給	≤	最低賃金額（時間額）
円		円

### 2 日給の場合

日給	÷	1日の平均所定労働時間	=	時間額	≤	最低賃金額（時間額）
円		時間		円		円

### 3 月給の場合

月給	÷	1か月の平均所定労働時間	=	時間額	≤	最低賃金額（時間額）
円		時間		円		円

### 4 上記 1, 2, 3 が組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で各手当（職務手当など）が月給の場合

- ① 基本給（日給）→ 2 の計算で時間額を出す
- ② 各手当（月給）→ 3 の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額（時間額）

（※1）最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥精勤手当、通勤手当および家族手当

（※2）詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で  
自分の地域の  
最低賃金を  
チェックしましょう！

中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を  
積極的に活用しましょう。

### 業務改善助成金

最大  
600万円を  
助成

業務改善助成金  
コールセンター

0120-366-440

「業務改善助成金」とは

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

#### 支給の要件



事業場内最低賃金の  
引上げ



引上げ後の  
賃金額の支払い



生産性向上に資する  
機器・設備などを導入



解雇、賃金引下げ等の  
不交付事由がない

設備投資等に  
要した費用の  
一部を助成

概要を動画で  
チェック！



助成金  
支給まで  
の流れ



交付申請書・  
事業実施計画などを、  
事業場がある都道府県  
労働局に提出



交付決定後、  
提出した  
計画に沿って  
事業実施



実施結果  
報告書・  
支給申請書を  
労働局に提出



支給

手続きを動画で  
チェック！